

東郷町地域ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の保健、医療、福祉等の関係者が連携し、町内の全ての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように支援することを目的とし、社会資源を活用しながら地域力を高め、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた取組みを推進する東郷町地域ケア推進会議（以下「地域ケア会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域ケア会議は、東郷町を一つの日常生活圏域とし設置する。

(業務)

第3条 地域ケア会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の在宅介護に関する情報交換を行い、高齢者の実態把握をすることにより地域課題を発見し、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を進めること。
- (2) 困難な個別事例（以下「困難事例」という。）について早急かつ的確に解決するため、多職種が協働して困難事例の支援内容を検討すること。
- (3) 地域の実情に応じた高齢者に関するサービスの供給資源を開発すること。
- (4) 東郷町高齢者福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）の策定に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めたこと。

(組織)

第4条 地域ケア会議は、委員16人以内で組織する。

- 2 地域ケア会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者の内から町長が委嘱する。
- 3 委員の互選により委員長を選出する。
- 4 委員長は地域ケア会議を総括し、会議を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 地域ケア会議に、在宅医療・介護連携推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、委員長が委員に諮り委員の内から指名する。

3 部会に部会長を置き、部会委員の内から委員長が委員に諮り指名する。

4 部会には、部会長の指名により議題の審議に必要な者を出席させることが出来る。

5 部会は、次の事項について協議し、決定する。

(1) 電子@連絡帳（レガッタネットとうごう）の運営に関すること。

(2) 在宅医療及び介護従事者の連携に係る研修に関すること。

(3) 在宅医療及び介護連携の周知に関すること。

(4) その他、在宅医療及び介護連携の推進に関すること。

6 前項において部会が決定した事項については、地域ケア会議が決定したものである。

7 部会長は部会を総括し、部会を代表する。

8 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（任期）

第6条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

（事務局）

第7条 地域ケア会議及び部会の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

（会議）

第8条 地域ケア会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、任期における初めての地域ケア会議の招集は、町長が行う。

2 部会は、部会長が招集する。

（報償）

第 9 条 地域ケア会議及び部会に出席した委員には、公務で出席したものを除き、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

(参考人等)

第 10 条 地域ケア会議において、委員以外の者から意見を聴くことが適当と認められる場合は、委員長は、その者に地域ケア会議への出席を求め、意見又は事情を聴取することができる。

2 部会には、部会委員でない医療及び介護の関係者を部会長が指名し、参加させることができる。

(個人情報保護)

第 11 条 委員及び前条の規定により地域ケア会議又は部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は、委員長が地域ケア会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

別表（第4条関係）

役職名	人数	資格等
医療関係者	3 人	医師 歯科医師 看護師
保健関係者	2 人	保健所 東郷町健康部健康課長
福祉関係者	2 人	東郷町社会福祉協議会 東郷町地域包括支援センター
学識経験者	2 人	有識者（東郷町在住） 東名古屋医師会在宅医療サポートセンター
地域代表	2 人	民生委員児童委員連絡協議会
介護保険サービス事業者	3 人	施設サービス 居宅サービス 居宅介護支援事業所
被保険者代表	2 人	住民代表（第1号被保険者） 〃 （第2号被保険者）